# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、児童手当に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

### 公表日

令和7年10月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 児童手当法に基づき、高校生以下の児童の生計を維持し、監護・養育している者に対して、支給要件を審査し、児童手当を支給する。 なお、サービス検索・電子申請機能での書類の受入あり。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 認定請求及び各種届出の受理、審査並びに応答 ② 受給者情報の管理 ③ 手当の支給の管理
③システムの名称	<ul><li>① 児童手当システム</li><li>② 団体内統合宛名システム</li><li>③ 中間サーバー</li><li>④ サービス検索・電子申請機能</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル	名
児童手当受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 81の項
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における	· 5担当部署
①部署	健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 請求先 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 連絡先 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp 9. 規則第9条第2項の適用 ]適用した

#### Ⅱ しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			I,000人以上1万人:	未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7	年1月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

### Ⅲ しきい値判断結果

# しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[ 基礎	項目評価書	]			評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関につい	ては、それぞれ重	点項目評価	書又は全項目評価書に	おいて、リス	スク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネッ	ットワークシステュ	ムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分である 3)課題が残	3	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を2 2)十分である 3)課題が残る	3	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を2 2)十分である 3)課題が残る	3	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	<b>長託</b>			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を2) 2)十分である 3)課題が残	3	
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報	<b>最提供ネットワーク</b>	システムを	通じた提供を除く。)	0 ]	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分である 3)課題が残	3	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	妾続		]接続しない(入手)	Ι	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を2 2)十分である 3)課題が残	3	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を2) 2) 十分である 3) 課題が残る	3	

7. 特定個人情報の保管・	消去 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し必ず複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 [ ]外部監査
10. 従業者に対する教育・	· 啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。そのうえで、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請手続きにおいて、必要な項目のみ記入するよう記載例を作成している。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、複数人でのチェックを行っていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

#### 変更簡所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	第40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 26、30、87 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 74、75の項。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 26、30、87の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命第19条(26項関係)、集44条(87項関係)、未制	事後	評価の再実施			
		定あり(30項関係)	定あり(30項関係)					
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施			
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター ②保健福祉・こども・子育て相談センター長	①市民環境部 市民課 ②市民課長	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更			
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948- 1169 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更			
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所: 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話: 0558-76-8008 ファックス: 0558-76- 8029 E-mail: soudan@city.izunokuni.shizuokajp	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948- 1169 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更			
令和5年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しの実施			
令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		-番号法 第19条第8項 別表第二 74、75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】 -番号法 第19条第8項 別表第二 26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(26項関係)、第44条(87項関係)、第53条(106項関係)、未制定あり(30項関係)	事後	評価書の見直しの実施			
令和6年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民環境部 市民課 ②市民課長	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 ②こども家庭課長	事後	令和5年4月1日組織改編に伴 う変更			
令和6年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948- 1169 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和5年4月1日組織改編に伴 う変更			
令和6年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948- 1169 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和5年4月1日組織改編に伴 う変更			
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	評価書の見直しの実施			
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 児童手当法に基づき、中学生以下の児童の 生計を維持し、監護・養育している者に対して、 支給要件を審査し、児童手当(特例給付)を支 給する。 なお、サービス検索・電子申請機能での書類 の受入れあり。	なお、サービス検索・電子申請機能での書類 の受入れあり。	事後	評価書の見直しの実施			
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法)という。) 第9条第1項 別表第 56の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 81の項	事後	番号法一部改正に伴う変更			

令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】・番号法 第19条第8項 別表第二 26、30、87、106の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(26項関係)、第44条(87項関係)、第53条(106項関係)、未制定あり(30項関係)	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 42、125、141、161の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 ②こども家庭課長	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター ②こども家庭センター長	事後	令和6年4月1日組織改編(課 名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和6年4月1日組織改編(課 名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76- 8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和6年4月1日組織改編(課 名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		2)十分である	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 本人からのマイナンバー取得を徹底し必ず複 数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚 に保管することを徹底している。 これらの対策を行っていることから、人為的ミ スが発生するリスクへの対策は「十分である」 と考えられる。	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策		1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策 該当対策は十分か【再掲】		2)十分である	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策 判断の根拠		・対象者からの申請に基づき特定個人情報を 入手するため、目的外の入手が行われること はない。そのうえで、事務に必要のない情報を 入手することがないよう、申請手続きにおい て、必要な項目のみ記入するよう記載例を作 成している。また、児童手当システムへの入力 に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕 様としているほか、複数人でのチェックを行っ ていることから、目的外の入手が行われるリス クへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加